

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかわる契約の締結は、当該業務に係る令和3年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

令和2年12月4日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区金属系不燃・粗大ごみの資源化处理委託及び収納事務委託（単価契約）

(2) 業務内容

A. 金属系ごみの資源化

区が不燃ごみ及び粗大ごみの中継所から搬出した金属系ごみを受託者作業施設にて引き取り、資源化处理を行う。

B. 破碎・分別処理等により生じた資源物の売り払い

本委託事業における破碎・分別処理等より生じた資源物については、受託者が独自に持つ販売経路や販売手法により適切に売り払うことができる場合、その売却益を区に還付すること。

C. 実施報告の作成

受託者は一ヶ月の作業終了後、翌月20日までに作業実績を区へ提出すること。

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

※契約は単年度ごととし、各年度の本契約に係る予算の配当があること、履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

※履行期間内に、国や都の環境行政に関する方針の変更、社会情勢の変化等が起きた場合には、履行期間が予定よりも早く終了することがありうる。

2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の1第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法、もしくは民事再生法の適用を受けていない、又は受けようとしていない法人であること。
- (3) 応募事業者（関連団体も含む。）又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。
- (4) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを証明できる書類を提出すること。
- (5) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (7) 本事業を履行する上で必要な施設を有していること。

(8) 搬入先の施設は東京二十三区内かつ希望丘中継所（世田谷区船橋7-21-15）を基点として最短道路距離が30Km以内にあること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、「参加資格要件申出書」「産業廃棄物処分業許可証」により参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

一次審査、二次審査ともに以下の基準で評価を行う。

- (1) 事業者の理念、事業目的の理解
- (2) 業務体制
- (3) 事業者の信頼性、意欲、熱意
- (4) 事業者の実績
- (5) 事業の具体的内容（売却の方法や資源化フロー、特定のテーマなど）
- (6) 事業の実現性、効率性、将来性
- (7) 価格の妥当性

5 手続き等

(1) 説明書及び参加表明書の交付期間、方法及び場所

A. 期間

令和2年12月4日（金）～令和2年12月17日（木）午後5時まで

B. 場所

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎2階

C. 方法

希望者に無償配布 世田谷区のホームページからもダウンロード可

(2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

A. 期限 令和2年12月18日（金）午後5時まで（必着）

B. 方法

以下の①または②の方法で担当に提出すること。

なお、いずれも担当者に到着確認を行うこと。

① 電子データ：以下のメールアドレスに提出期限の午後5時まで必着。

メールアドレス：SEA02241@mb.city.setagaya.tokyo.jp

② 紙文書：世田谷区清掃リサイクル部事業課に持参（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は、郵送（宅急便、書留等、送達確認ができるものに限る。提出期限の午後5時まで必着）

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎2階

世田谷区清掃リサイクル部事業課 電話番号 03-6304-3297

C. 担当者 白石・森

(3) 提出書類の提出期限、場所及び方法

A. 期限 令和3年1月15日（金）の午後5時まで（必着）

B. 方法 紙文書を以下の住所、担当者に持参または郵送。

なお、提案書と仕様書については以下のメールアドレスに別途電子データ

を送付すること。その際は PowerPoint、Word または Excel のファイルの形式で送付すること。

住所：〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎2階
世田谷区清掃リサイクル部事業課

電話番号：03-6304-3297

メールアドレス：SEA02241@mb.city.setagaya.tokyo.jp

時間：土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

C. 担当者：白石・森

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 原則として、本委託業務に関する再委託を禁止する。但し、本委託業務における主たる業務でない一部の付随的な業務についてはこの限りでない。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 下記13担当に同じ
- (7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等必要な場合は当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、報告書の著作権は区に帰属する。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、区では一切負担しない。
- (10) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。
- (11) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- (12) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案の内容に区は拘束されない。
- (13) 詳細は提案要求説明書による。
- (14) この業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となります。別紙をご確認ください。

7 担当

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎2階
世田谷区清掃・リサイクル部事業課 渡邊・白石・森
電話 03-6304-3297

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。
 - (1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
 - (2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

労働報酬下限額とは

1. 概要
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)
3. 告示額
次ページのとおり

労働条件確認帳票とは

1. 概要
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象
予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)
3. 閲覧場所(契約内容によって取扱い窓口が異なります。)
 - (1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口): 教育総務課が取り扱う契約以外の契約
 - (2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口): 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

労働報酬下限額一覧

令和2年3月13日告示による

(適用対象は令和2年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(令和2年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1	特殊作業員	2,614円	25	土木一般世話役	2,625円
2	普通作業員	2,285円	26	高級船員	3,103円
3	軽作業員	1,637円	27	普通船員	2,455円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,357円
5	法面工	2,880円	29	潜水連絡員	3,007円
6	とび工	2,901円	30	潜水送気員	2,986円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,803円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,763円
10	鉄筋工	2,933円	34	大工	2,720円
11	鉄骨工	2,731円	35	左官	2,944円
12	塗装工	3,007円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,209円	37	はつり工	2,667円
14	運転手(特殊)	2,572円	38	防水工	3,177円
15	運転手(一般)	2,136円	39	板金工	2,965円
16	潜かん工	3,188円	41	サッシ工	2,720円
17	潜かん世話役	3,772円	43	内装工	2,944円
18	さく岩工	3,177円	44	ガラス工	2,646円
19	トンネル特殊工	3,124円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,582円	47	保温工	2,412円
21	トンネル世話役	3,570円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,188円	50	交通誘導員A	1,647円
23	橋りょう塗装工	3,315円	51	交通誘導員B	1,435円
24	橋りょう世話役	3,655円	52	上記以外の職種	1,130円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間あたり1,348円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間あたり1,130円